

院外処方箋における疑義照会簡略化事前合意プロトコル

石巻赤十字病院

《プロトコルの運用にあたって》

- ①疑義照会簡略化とは、保険薬局薬剤師が本来必要と認めた疑義照会をしなくとも、処方変更が認められることを指す。
- ②事前合意プロトコルに基づく疑義照会簡略化の運用は、病院と保険薬局双方による合意書の締結をもって実施されること。なお、内容を十分理解した上で対応すること。
- ③合意書に基づく変更であっても、服用（使用）方法・薬剤の安定性・負担金等について、患者に十分な説明を行い、同意を得た上で変更すること。もし、患者の同意が得られなかった場合には、プロトコルに当てはまる場合であっても、必ず保険薬局薬剤師は疑義照会を行った上で変更すること。
- ④処方変更は、医薬品の効能・効果及び用法・用量を順守した変更であること。その際、安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、薬学的に問題がないことを確認すること。
- ⑤合意書に基づく変更を行った場合は、所定の「石巻赤十字病院処方内容等照会用紙」（以下、用紙）を用いて、FAXにより処方医に報告すること。
- ⑥運用後、ルールを逸脱したり、患者に対し不利益を与えた場合には、合意書の締結が解除される可能性があることを保険薬局薬剤師は理解しておくこと。
- ⑦プロトコルに該当しない項目については、従来通り保険薬局薬剤師は疑義照会を行い、必ずその内容を用紙にて処方医に報告すること。
- ⑧先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合、保険薬局薬剤師は処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ⑨小児科処方薬、麻薬、抗がん剤及び注射薬に関しては、このプロトコルを適用しない。

(1) 院外処方箋に係る処方医への疑義照会を不要とする項目を以下の通り定める

①外用剤の規格変更（合計処方量が変わらない場合）

【例】リンデロンV軟膏0.12% 5g 2本 → リンデロンV軟膏0.12% 10g 1本

【例】モーラスパップ（6枚入）7袋 → モーラスパップ（7枚入）6袋

*軟膏⇔クリームは、変更不可

②「1日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

【例】バクタ配合錠 1錠 分1朝食後 30日分（1日おき） → 15日分

③一包化

- *患者の服薬状況を確認した結果、コンプライアンスの悪いことが判明し、一包化により改善できると判断した場合
- *患者若しくは介護する家族等がそれを望んだ場合（管理や身体的理由等）
- *技術料（負担金）分が増えることを十分に説明し、同意を得た場合
上記、3つ全てにあてはまる場合のみ可能とする。
- *安定性のデータに注意し、行うこと。

④外用剤の用法が口頭で指示されている場合

【例】 モーラステープ 20mg 3袋 1日1回患部に貼付 → 1日1回 腰部に貼付

- *処方箋上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」となっている状況下で、薬歴上または患者との面談に基づき、医師から口頭で部位の指示があったことを聴取できた場合

(2) プロトコル適応以外の疑義照会による処方変更・調剤後の連絡

従来通り、疑義照会后処方変更した場合、保険薬局薬剤師は所定用紙（「石巻赤十字病院処方内容等照会用紙」）に変更内容を記入し、当院 診療支援事務課宛（FAX 0225-96-0122）にFAXすること。

ただし、後発品への変更調剤に関する情報はこれまで通り、FAX 不要とする。

(3) その他

所定用紙等については、石巻赤十字病院ホームページよりダウンロードし、使用する。

(4) 各種問合せ窓口

- ①処方内容（処方箋内容に関する疑義）
受付時間：平日 午前8時30分～午後5時
TEL 0225-21-7220（代） 各診療科処方医
- ②保険関係（保険請求等に関する内容）
受付時間：平日 午前8時30分～午後5時
TEL 0225-21-7220（代） 医事課外来係
- ③プロトコル関係
受付時間：平日 午前8時30分～午後5時
TEL 0225-21-7220（代） 薬剤部

(5) 運用開始日

令和2年12月

令和2年10月作成